

<地域包括ケアシステム分野>

医薬品の適正使用の推進

〔リーダー：高知県〕

都道府県名	事業名	スライド
山形県	お薬手帳を活用した薬薬連携事業	1
福島県	薬剤師と連携した訪問指導	2
栃木県	後発医薬品使用割合の周知	3
栃木県	後発医薬品の使用メリット等の周知	4
福井県	市町保健事業担当者育成研修事業	5
山梨県	GE医薬品の使用促進	6
長野県	ジェネリック医薬品使用促進事業	7
京都府	市町村連携強化事業	8
奈良県	①国保事務支援センター設置運営、 ②医薬品適正使用促進地域協議会の開催	9

都道府県名	事業名	スライド
山口県	重複・多剤服薬者への指導	10
徳島県	薬局が核となる後発医薬品使用促進対策事業	11
徳島県	後発医薬品使用促進強化事業 ／知って安心おくすりエシカル消費推進事業	12
高知県	医薬品の適正使用等の推進事業	13
福岡県	おくすり適正使用促進事業	14
佐賀県	重複服薬者等対策事業	15
長崎県	多量服薬者訪問相談モデル事業	16
宮崎県	重複服薬者訪問指導事業	17
鹿児島県	適正受診・適正服薬に関する事業	18

取組の背景

・患者に対する薬物療法が効果的になされ、副作用を未然に防止するには、医療機関等と薬局において必要な患者情報が共有されることが重要

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

薬局の薬剤師が、個々の患者の臨床検査値等を把握することにより、患者に係る薬物療法の安全性を確認し、副作用を未然に防止することを目的とする。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

- ① 臨床検査値の記入や慢性腎臓病(CKD)シールの貼付ができるお薬手帳を作成する。
- ② 病院薬剤師と薬局薬剤師との症例研修会を開催し、薬局薬剤師の資質を向上させるとともに、より両者の連携(薬薬連携)を強化する。
- ③ 上記①、②を進展させることにより、「かかりつけ薬剤師・薬局」としての機能を強化する。



事業の成果等

- ・「お薬手帳(紙媒体)」の作成・配布:20,000部
- ・病院薬剤師と薬局薬剤師の症例研修会:5回
- ・薬局薬剤師の知識習得のための研修会:4回
(二次医療圏ごとの4地域で開催)

予算推移

予算の推移

- ・平成30年:1,929千円
- ・平成31年:0円(事業の継続について検討中)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
 - 財政支援
- 国による継続的な支援制度をお願いしたい。

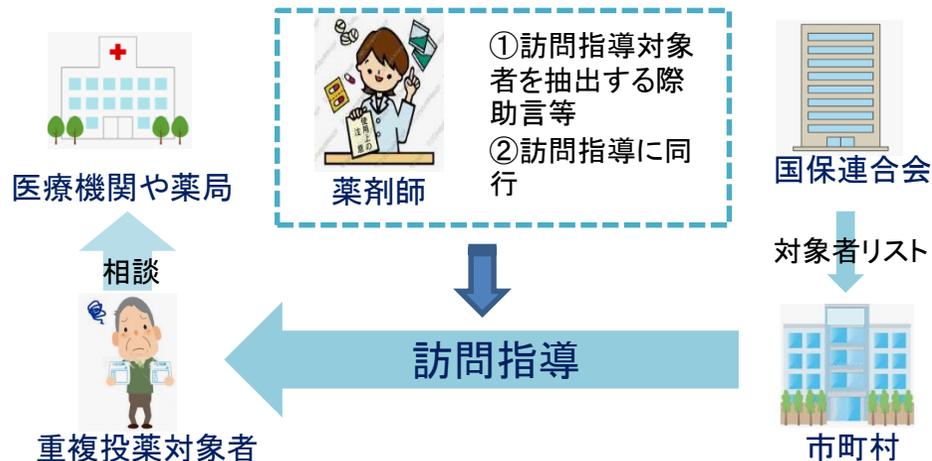


取組の背景

- 重複・多剤投薬による健康被害のリスクが問題となっている。
- 一人あたり医療費が増加し、国保財政が厳しい状況となっている。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
医薬品の適正使用を推進し、国保被保険者の健康被害のリスクを軽減するとともに、薬剤料を削減し、医療費の適正化を図る。
2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)
(1)国保連合会が作成する「同一月に2以上の医療機関より同一薬効の投与を受けている対象者リスト」から、薬剤師(薬局)の助言をもとに個別訪問の対象者を抽出。
(2)訪問指導の際、薬剤師(薬局)が同行し、指導等を行う。



事業の成果等

- ・平成29年度、13人に訪問指導を実施し、訪問3カ月後の状況は、重複処方の改善5人、変化なし6人、訪問時間問題なし2人となっている。
- ・平成30年度は、「お薬の重複投与のお知らせ」を通知後、17世帯18人に訪問指導を行った。お知らせに対して、問い合わせや相談があり、重複投薬を意図的に受けている方が目立った。また、深刻な問題を抱えている方が多く、事例に応じて精神保健福祉センターを紹介した。

予算推移

予算の推移

- ・平成29年:42千円
- ・平成30年:46千円
- ・平成31年:47千円

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・睡眠鎮静剤、精神神経用剤の重複処方が対象者の8割以上を占めており、10カ所以上から処方を受けている常習者が数名いる。保険者から処方医師への情報提供ができないため、改善が難しい。

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援 なし

取組の背景

協会けんぽでは、後発医薬品使用促進を図るため一般県民向け講習会を実施し、その使用促進を図ってきたが、その取組に加えて、後発医薬品を施用・処方・交付する病院、診療所、薬局の供給者側に対しても普及啓発が必要と判断し、新たな取組を模索する中で本事業を平成30年度から開始した。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

病院・診療所・薬局等医療機関における後発使用割合(施用・処方・交付)を他の医療機関と比較する形で自施設の取組状況を認識させ、各医療機関における後発医薬品の使用促進を図ろうとするもの。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

協会けんぽのレセプトデータを分析し、各医療機関における取組状況を他の医療機関と比較する形で図(※)で示すことにより、その取組状況を認識し易いよう工夫している。

※ 比較図示事例

- ・後発医薬品処方割合における各医療機関の位置づけ
- ・薬効分類別後発医薬品の各医療機関における処方・交付割合
- ・年齢別後発医薬品の処方・交付割合
- ・後発医薬品数量向上に寄与する上位10医薬品 など

事業の成果等

平成30年度新規事業

予算推移

予算の推移

- ・平成28年:—
- ・平成29年:—
- ・平成30年:0
- ・平成31年:0

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和
- 財政支援

取組の背景

こども医療費助成受給者の後発医薬品への普及が遅れていることから、こども医療費助成受給者に対する後発医薬品の普及啓発を図る必要があったため。

事業の成果等

レセプトデータより、こども医療費(薬剤費)の減少や後発医薬品の利用割合を確認することにより、後発医薬品利用促進の成果を確認。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

市町村のこども医療費助成に係る窓口において、後発医薬品の普及促進のためのリーフレットを配布し、啓発することにより、後発医薬品の利用促進を図る。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

後発医薬品利用の有効性・安全性のことだけでなく、こども医療費助成が税金によって賄われていることや、かかりつけ薬剤師・薬局のメリット、また、休日夜間診療の案内など関連内容も盛り込んでいる。

予算推移

予算の推移

- ・平成28年:
- ・平成29年:55,000円
- ・平成30年:200,000円
- ・平成31年:200,000円

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

処方医に対する後発医薬品利用促進の更なる理解促進

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和
- 財政支援

医薬品の適正使用の推進 「市町保健事業担当者育成研修事業【福井県】」

取組の背景

- ・多剤服薬等で現れやすい副作用・薬物有害事象に関する啓発
- ・国保の都道府県化および医療費適正化の観点から市町を支援

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

高齢者は加齢に伴い、生活習慣病など複数の病気を抱えているケースが多く、服用する薬が多くなる傾向にある。

高齢者のポリファーマシーを解消するため、多剤服薬による薬物有害事象等を理解し、被保険者に対する適切な指導が必要。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

① 多剤服薬の適正化に係る医師会、薬剤師会、保険者等の取り組みを理解する。(それぞれの立場における関わりを共有)



② 多剤服薬の適正化に係る処方の見直し、被保険者への効果的な啓発等を学ぶため、多剤服薬等で現れやすい副作用・薬物有害事象を理解し、お薬バッグやお薬手帳等を活用した保健指導の方法などを体系的に研修。

※市町の保健師等が効果的な多剤服薬指導につなげられるよう、普及啓発リーフレットを制作

事業の成果等

- ・お薬の整理や骨折予防によって高齢者の生活の質(QOL)が向上
- ・お薬の種類数の減、1人当たり薬剤費の減によって、主に入院外医療費が減少
- ・地域における多職種連携体制の基盤形成

予算推移

予算の推移

- ・平成28年: —
- ・平成29年: —
- ・平成30年: 796,000円(国民健康保険調整交付金)
※都道府県国保ヘルスアップ支援事業で申請
- ・平成31年: 2,435,000円(国民健康保険調整交付金)
※都道府県国保ヘルスアップ支援事業で申請予定

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・KDB(国保データベースシステム)の個人データが県では閲覧不可であるため、重複・多剤対象者の正確な把握ができず、県における詳細分析が困難。

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援 国による補助制度の継続を要請したい。

取組の背景

○山梨県における後発医薬品の使用割合は、着実に向上しているものの、全国平均を下回り、47都道府県の中で下位の状況である。
○国は、後発医薬品の使用割合を平成32年9月までのできるだけ早い時期に80%以上とする目標を定めている。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

患者の経済的負担の軽減、医療保険財政の効率化の観点から、後発医薬品の使用を促進する。

2. 取組の特長

昨年度実施したアンケート調査の結果を参考として、平成31年度は、次の事業を実施する。

- ① SNSやテレビCMによる普及啓発
- ② 県後発医薬品安心使用促進協議会（委員の拡充）
- ③ 新聞への啓発広告の掲載及び市町村広報への広告掲載
- ④ 子の保護者用小冊子の作成・配付
- ⑤ 医師と薬剤師の意見交換会の開催（保健所単位）
- ⑥ 対象者別研修会の開催（医師、薬剤師、看護師・保健師）
- ⑦ 県内病院における汎用リストの更新

事業の成果等

後発医薬品の使用割合

64.1% (H29.11) → 73.0% (H30.11)

予算推移

予算の推移

- ・平成28年: 1,329千円(国補)
- ・平成29年: 1,075千円(国補)
- ・平成30年: 10,860千円(国補)
- ・平成31年: 8,677千円(国補)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・後発医薬品の使用促進には、普及啓発などの事業を継続して実施することが必要であり、患者や医療関係者の理解を得るには、ある程度の期間を要する。
- ・これらの事業の効果の検証等。

取組の背景

医薬品の適正使用の促進による医療費適正化の必要性

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

後発医薬品の使用状況等の調査・研究、市場流通している医薬品の品質検査を実施し、安全な医薬品の流通の確保及び適正な使用の更なる推進を図る。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

(1) ジェネリック医薬品使用促進連絡会の開催

ジェネリック医薬品使用促進連絡会を通じて使用状況や問題点・課題に関する情報交換、調査・研究を行う。(構成員...県三師会、県内保険者団体等)

(2) ジェネリック医薬品利用促進のための広報及び情報提供

ジェネリック医薬品の使用促進のためのTVCMを活用し、広く県民に対して周知する。また、ジェネリック医薬品の安全情報・使用状況や課題や問題点に関する情報を医療機関、保険者に広く周知し、利用促進の環境整備を図る。

(3) ジェネリック医薬品製造工場の視察

ジェネリック医薬品の製造工場を視察し、実際に品質管理等を確認することで、医薬関係者のジェネリック医薬品に対する懸念を払拭し、使用促進につなげる。

事業の成果等

ジェネリック医薬品使用割合
数量ベース(新指標)

→ 80.0% (全国9位)

予算推移

予算の推移

- ・平成29年:1,942千円
- ・平成30年:2,706千円
- ・平成31年:2,632千円

事業推進上の課題等

医薬品の適正使用の推進 「市町村連携強化事業【京都府】」

取組の背景

- ・重複・多剤投与通知等事業の他、市町村事業の実効性を高めるためには地域薬剤師会との連携が不可欠
- ・地域薬剤師会と市町村担当者間に顔の見える関係が十分構築されていない地域が多い

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

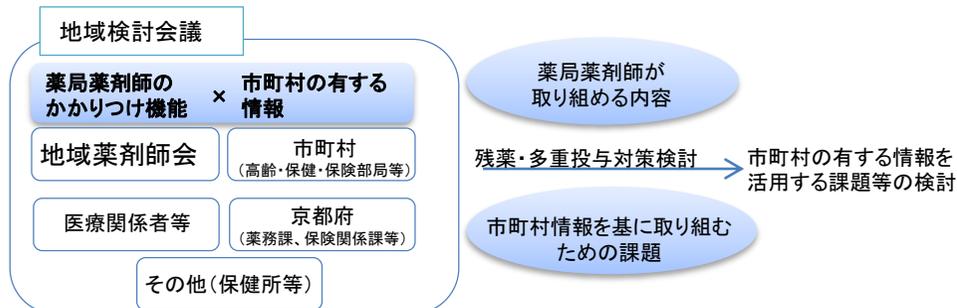
薬局及び市町村の双方が有する情報を有効に活用し、患者の薬剤管理に係る問題への有効なアプローチを行うための方法を検討する。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

・地区薬剤師会(薬局薬剤師・病院薬剤師)及びモデル市町村の高齢者・健康・保険部局等を含めた地域検討会議を開催する。

・市町村が有する情報等を有効活用して薬局薬剤師が服薬情報の一元的管理を行う課題整理等を行う

<イメージ図>



事業の成果等

平成30年度はモデル2市町村で担当者意見交換会を開催し、市町村と薬剤師が連携して事業を行うための顔の見える関係を構築できた。来年度以降他地域での開催等を検討する。

(意見交換内容)

- ・多剤・重複投与通知への薬局での対応及び持参率向上
- ・高齢者の残薬、重複薬
- ・後発医薬品の普及推進

予算推移

予算の推移

- ・平成28年: —
- ・平成29年: —
- ・平成30年: 5,000千円(国庫、他のモデル事業等の事業費含)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

地域により薬剤師・薬局の状況やマンパワーが大きく違っており、市町村と連携した事業に取り組む余裕がない地域があること

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 特になし
- 財政支援 薬局・薬剤師の地域偏在化を解消するための財源の確保を要請したい。

地域包括ケアシステム分野 医薬品の適正使用の促進 「①国保事務支援センター設置運営、② 医薬品適正使用促進地域協議会の開催【奈良県】」

取組の背景

- ・医薬品の適正使用の促進による医療費適正化の必要性
- ・医薬品の高齢者等へ多剤投薬による有害事象の発生

事業概要(取組の特長)

①患者側への解決に向けたアプローチ

国保の県単位化にあわせて、国保事務の共同実施による効率化を図るため国保連合会に設置した国保事務支援センターにおいて、重複・多剤投薬該当被保険者に通知と保健師による保健指導を実施

②医療提供側への解決に向けたアプローチ

地域ごとに、医師会・薬剤師会・中核病院・訪看ステーション等の医療・介護関係者と保険者、行政が参画する協議会を設置し、それぞれの地域の実情に応じて、医薬品適正使用(後発医薬品使用促進、重複・多剤投薬対策、残薬対策)に向けた取組を検討・実施

(取組例)

- ・お薬手帳カバー・残薬バッグの普及
- ・薬局から病院への疑義照会簡素化ルールの策定
- ・在宅医療における服薬支援
- ・関係者の連携による普及啓発の実施

事業の成果等

- ・お薬手帳カバー配布・周知 11,000個
- ・残薬バッグ配布・周知 7,500個
- ・重複投薬・相互作用等防止加算増加率 集計中
※いずれも平成30年度実績

予算推移

- ・平成30年度 ①517,899千円の内数
② 4,797千円の内数
- ・平成31年度 ①562,329千円の内数
② 5,222千円の内数

事業推進上の課題等

- ① ・保健指導にあたる保健師の能力向上(重複・多剤服薬の影響等の知見修得)
・医学的知見等の客観的根拠に基づく該当者抽出基準の設定
- ② ・協議会出席メンバーから各層への問題意識・取組内容の共有
・取組成果の客観的効果検証
・協議会の継続的・自律的運営のためのマネジメント体制

地域包括ケアシステム分野 医薬品の適正使用の推進 「重複・多剤服薬者への指導【山口県】」

取組の背景

重複・多剤服薬の防止は、医薬品の有効性確保や副作用防止といった被保険者の健康保持及び医療費の適正化の観点から重要であるため、山口県国民健康保険団体連合会作成の資料及び国保データベース(KDB)システムのデータを活用して指導することで、被保険者の重複・多剤服薬の状況を解消する。

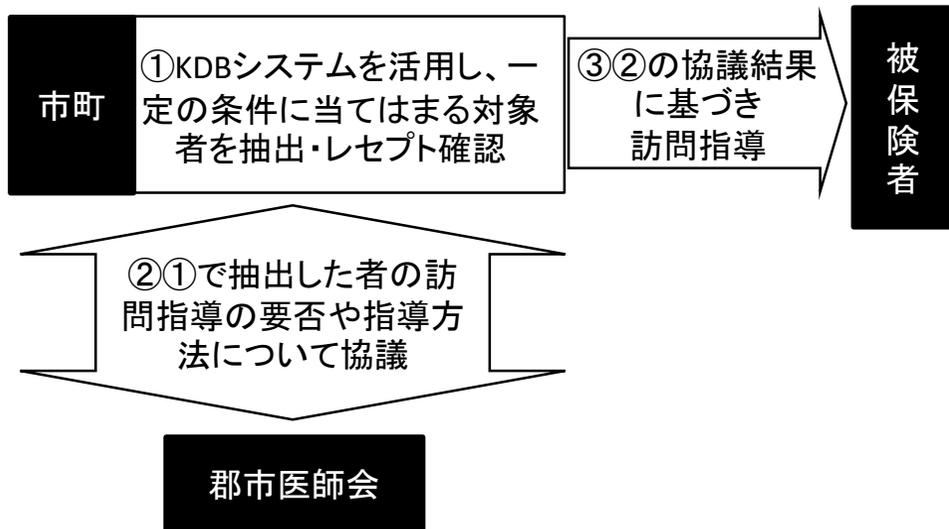
事業概要(取組の特長)

1. 取組の目的

重複・多剤服薬と想定されるレセプトを抽出し、該当する被保険者に対し訪問指導等を実施することで、被保険者の重複・多剤服薬の状況の解消に努める。

2. 取組の特長

各市町で取組方法は異なるが、地元医師会と連携をとって取り組んでいる市町の実施方法は下記のとおり。



事業の成果等

・訪問指導対象者のうちの一部ではあるが、多剤・重複服薬の状況を改善することで、対象者の健康増進が図られている。
⇒ 対象者の投薬費の減少により、医療費の適正化も図られる。

効果額(全県分)

平成28年:2,440千円、平成29年:955千円

予算推移

予算の推移(人件費・郵送代等、全県分)

・平成28年:7,122千円 ・平成29年:6,933千円
・平成30年:7,251千円 ・平成31年:7,077千円

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・訪問指導中は多剤・重複服薬について改善が図られるが、訪問指導を中断するとまた多剤・重複服薬者として抽出されるケースも多い。
- ・1件1件レセプトデータを確認しないと判別ができないため、対象者の抽出に大変な手間がかかっている。
- ・薬剤に関する専門知識が必要であり、事務職・保健師では対応に苦慮する部分もある。

<重複・多剤服薬の減少に向けての提言>

- 事務の簡素化のために、システムの検討・構築に係る財政支援があるとよい。
- マイナンバー制度を活用した投薬管理により、医療機関において他の医療機関での投薬状況が分かるようになるとうい。

医薬品の適正使用の推進 「薬局が核となる後発医薬品使用促進対策事業【徳島県】」

取組の背景

ジェネリック医薬品の使用促進に向け、医療関係者、患者への個別のアプローチを図るため、薬局を中心とした取組みを展開する。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

薬剤師会や大学、県立病院と連携し、薬局でのジェネリック医薬品使用促進対策を実施。

2. 取組の特長

「1品から変更してもらうジェネリック使用促進」事業

○大学との連携調査研究事業として、「**まずは1品**」からジェネリック医薬品への変更を促し、その後の患者の動向・意識調査を実施。

○医療費削減に向けた行動は、国民皆保険制度の維持に繋がる**エシカル消費行動**として啓発を実施。

※エシカル消費とは・・・社会貢献、環境への負荷等を意識した消費行動

1品から
ジェネリックに



「薬の適正使用に関する普及強化月間」事業

○「一般名処方」によるジェネリック医薬品への変更について、「**病院**」と「**薬局**」で**同時に啓発**を行う「**実証実験**」を実施。



○同時にジェネリック医薬品の認知度等「アンケート調査」を行い、今後の対策に活用。



事業の成果等

○薬局での患者への「声掛け」、「わかりやすい説明」の工夫など、**薬剤師の積極的な行動**に繋がる。



○病院(医師)と薬局(薬剤師)が連携することで、**患者への周知が一層促進**する。



予算推移

○平成29年：1,000千円(一般財源)

○平成30年：2,000千円

内訳 ・消費者行政強化交付金事業 1,000千円
・一般財源 1,000千円

・平成31年度は事業組みかえ

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

・行政、関係団体(薬剤師会、医師会)、保険者との連携・協力体制の構築

<横展開に向けての提言>

○規制緩和 なし

○財政支援 継続的な取組みの後押しとなる財政支援

取組の背景

ジェネリック医薬品の使用促進に向け、医療機関や薬剤師会との連携強化を図り、各世代に応じた取組みを展開する。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

薬剤師会、大学、消費者協会等と連携し、薬局でのジェネリック医薬品使用促進対策を実施。

2. 取組の特長

「徳島あいバッグキャンペーン」事業

- とくしま藍の日とコラボした強化期間事業を実施
- 高齢者に対し、ジェネリック医薬品への変更や重複多剤の是正を促し、医療機関へ情報のフィードバックを行い、その後の患者の動向・意識調査を実施。
- 医療費適正化を図る啓発事業として実施。



「おくすり相談窓口」事業

○消費者協会と連携し、消費者イベントで地域の薬剤師による医薬品に関する身近な相談を実施。

おくすり、
飲めていますか。



- 同時にジェネリック医薬品の認知度等「アンケート調査」を行い、今後の対策に活用。



事業の成果等

○薬局での患者への「声掛け」、
「薬の使用に関する働きかけ」のなど、
薬剤師の専門性を生かした啓発に繋がる。



○病院(医師)と薬局(薬剤師)が連携することで、
患者への周知が一層促進する。



予算推移

○平成31年度: 13,500千円(暫定)

※平成31年度は事業組みかえ

内訳	・国費(委託)	13,000千円(暫定)
	・消費者行政強化交付金事業	250千円
	・一般財源	250千円

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・行政、関係団体(薬剤師会、医師会)、保険者との連携・協力体制の構築

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援 継続的な取組みの後押しとなる財政支援

医薬品の適正使用の推進 「医薬品の適正使用等の推進事業【高知県】」

取組の背景

- ・これまでの取組により、薬物治療内容の理解不足、多剤併用、重複投薬等を要因として、高齢者の服薬状況が悪く適正な薬物治療につながっていないことが判明(患者QOLの向上の必要性)
- ・医療費の適正化、国保の都道府県化
- ・ジェネリック医薬品の使用促進

事業の成果等

- ・GE差額及び重複投薬等の通知事業
レセプト分析により行動変容を評価(R1年度)
- ・在宅患者服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」
(H28年度からモデル地区、H30年度からは全県下で実施)
薬剤師が多職種と介入した場合の服薬状況改善率;96%
薬局の在宅医療への参画促進(H28→H30 1.5倍に増加)

事業概要(取組の特長)



- ・国保、後期高齢、協会けんぽ高知県支部の3つの医療保険者(県民の8割をカバー)と高知県薬剤師会、高知県の協働事業
 - ・医療保険者は①ジェネリック医薬品の差額通知に加え、多剤・重複投薬通知を実施
 - ・通知効果を高めるため、②各医療保険者に服薬サポーターを配置し電話勧奨
 - ・③高知家健康づくり支援薬局店頭等での声かけや在宅(多職種連携)での服薬支援
- ※国保の重複投薬通知及び服薬サポーターの設置は県で実施

予算推移

予算の推移(県予算)

※後期高齢及び協会けんぽ高知支部の予算額は未調査

- ・平成28年度: 1,225千円
- ・平成29年度: 1,217千円
- ・平成30年度: 29,926千円(県国保特会: 10,550千円を含む)
- ・平成31年度: 23,688千円(県国保特会: 8,288千円を含む)

事業推進上の課題等

＜事業推進上の課題＞

- ・レセプト分析による通知はタイムラグが生じるため、既に服用している場合が多い。
- ・リアルタイムで服用状況がわかるデータヘルス改革の「保健医療記録共有サービス」の進捗と医療機関や薬局の参加率の向上(サービス開始により重複投薬等の課題は解消できる)

＜横展開に向けての提言＞

- 国による継続的な財政支援

取組の背景

- ・高齢者は、加齢による生理的な変化や医薬品の多剤服用等によって、薬物有害事象が発生しやすい。
- ・前期高齢者(65～74歳)の44.2%が、後期高齢者(75歳以上)の68.7%が5種類以上の薬剤を服用しており、75歳以上で多い傾向がある。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

医薬品の適正使用を促進し、高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図る。

また、お薬手帳を活用することで、お薬手帳利用者本人の薬に関する意識の改善を図るとともに、医療機関等との情報共有を図り、重複服薬者の減少および医療費の適正化を図る。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

○学識経験者、医療職(医師、薬剤師、看護師)、介護職、保険者による協議会を設置し、以下の取組を行う。

①入院時に、持参薬評価テンプレートを用いてスクリーニングすることで処方見直しアプローチを図る。

②ポケット付きお薬手帳ホルダー及び啓発資料を重複服薬者に送付し、服薬情報の一元管理を促進する。



拡 ③医師、薬剤師、看護師等の多職種を対象に、医薬品適正使用の事例等に係る研修会を通じて、高齢者医薬品適正使用の指針の普及・浸透を図る。

拡 ④服薬指導の際に活用可能なポリファーマシーに関する啓発資料を作成し、患者及びその家族の理解を促す。

事業の成果等

- 協議会の開催(2回)
- 持参薬評価テンプレートを用いたスクリーニングによる処方見直し事業(5医療機関)
- お薬手帳ホルダー及び啓発資料の送付
10,344名(後期高齢者)、4,384人(市町村国保※)
※市町村保険者へ送付し、各保険者から配布。

予算推移

予算の推移

(①協議会、②後期高齢者)

平成30年度:4,732千円(一財)

平成31年度:4,769千円(一財)

(②市町村国保)

平成30年度:624千円(国民健康保険調整交付金(保健事業分))

平成31年度:1,313千円(保険者努力支援交付金)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

老年医学に関する専門家が少ない。

<横展開に向けての提言>

○規制緩和 なし

○財政支援

平成30年度は、地方創生推進交付金が不採択となり事業規模を縮小せざるを得ない。恒久的な補助制度を創設して後押しすることを要請したい。

医薬品の適正使用の推進 「重複服薬者等対策事業【佐賀県】」

取組の背景

- ・佐賀県の国民健康保険の医療費は、地域差指数全国ワースト1位
- ・国保財政を安定的に運営していくためにも、実効性・即効性のある医療費適正化に資する取組の実施が急務

事業概要(取組の特徴)

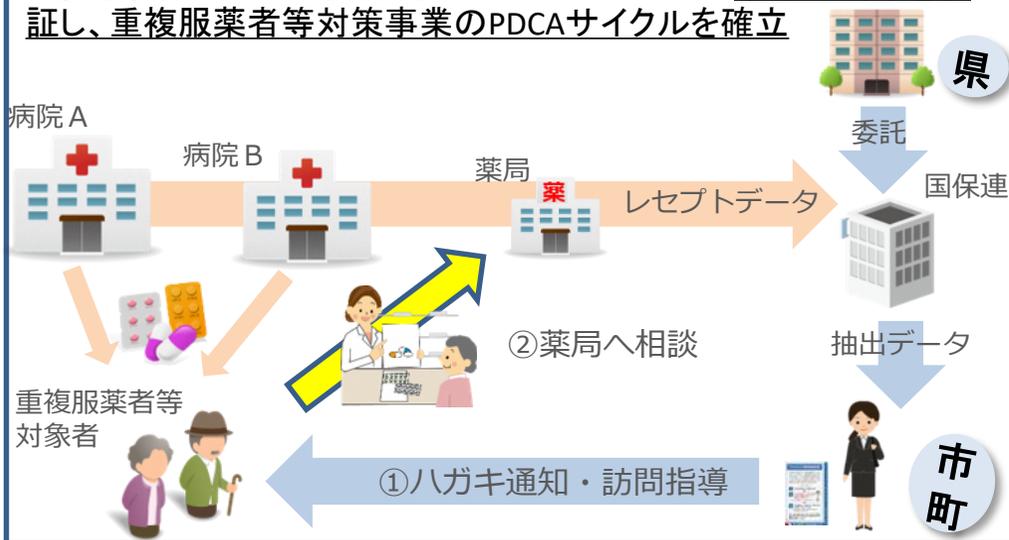
1. 事業目的

市町が実施する重複服薬者等への対策の支援を行い、PDCAサイクルの確立と国保被保険者の健康保持及び医療費適正化を図る。

2. 取組の特徴(特に工夫している部分に下線)

① ソーシャルマーケティングの手法を活用した内容・レイアウトのハガキを対象者あてに送付し、かかりつけ薬剤師・薬局への相談を促す

② 対象者の追跡や医療費のデータ分析により、事業の効果を検証し、重複服薬者等対策事業のPDCAサイクルを確立



事業の成果等

・H30実績(一人当たり調剤レセプト金額の変化)

	通知前3カ月平均	通知後3カ月平均
通知済	1,607人 28,411円/月	20,382円/月(▲8,029円)
未通知	1,501人 27,282円/月	27,208円/月(▲74円)

通知済みと未通知での変化額の差(=事業実績) 7,955円/月
※事業対象者のうち、1医療機関多剤投与者は未通知。

予算推移

予算の推移

- ・平成28年: -
- ・平成29年: 11,434千円(一財)
- ・平成30年: 31,324千円(一財)
- ・平成31年: 22,759千円(一財・国民健康保険調整交付金)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・KDB(国保データベースシステム)の個人データが県では閲覧不可で抽出機能が不十分なため、詳細なデータ分析ができない
- ・H30事業での対象者抽出結果として、1医療機関多剤投与者が多く存在したが、対応方針が定まらなかったため未通知とした

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 県のKDB個人データの閲覧
- 財政支援 国による継続的な補助制度にて、取組の後押しすることを要請したい

取組の背景

長崎県後期高齢者医療広域連合から委託された事業
(一社)長崎県薬剤師会が平成27年度からモデル事業として実施している。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

・多量投薬による服薬及び薬の管理に関する不安や疑問等を抱えている被保険者に対して、訪問等による服薬状況の確認や服薬相談を受け服薬に関する課題の解決や課題等の集約分析を行う。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

●業務内容

・被保険者の服薬状況把握、薬に関する理解度分析、服薬等の相談対応、各種課題の集約分析

●対象者の選定

・後期高齢者医療連合と県薬剤師会において、2ヶ月間の内服薬データで15種類以上を複数薬局で処方されている患者を選定
・訪問人数:100人(原則2回訪問、概ね3ヶ月の期間をおく)

●業務の流れ

- ①事前説明、同意後署名(事業主旨説明、処方医へ事前報告)
- ②対象者あて1回目の訪問相談を実施、残薬調査等の実態調査を実施、「お知らせシート」を作成しおくすり手帳に貼付
- ③服薬に関する相談を受け、必要な対応を行う
- ④2回目の訪問相談、残薬の変化、調査・相談、「お知らせシート」をお薬手帳に貼付
- ⑤調査終了後は服薬状況分析する
※「お知らせシート」担当医師、薬局薬剤師が手帳を通して確認

事業の成果等

- ・残薬総額は1回目訪問時:556,787円⇒2回目訪問時:452,769円となり、104,018円の減額を確認した。
- ・本調査により対象者毎の薬に関する理解度を評価し、残薬がある背景・原因を取りまとめることができた。
- ・残薬を処方医へ連絡することで処方日数の調整に繋がり、医療費適正化に繋がる評価となった。
- ・個々の相談を解決し、繰り返し訪問することで、患者の薬に関する理解度が高まり、かかりつけ薬局定着、お薬手帳の意義などの理解度が深まるものと考えられる。

予算推移

予算の推移

- ・平成28年:1,188(千円)
- ・平成29年:1,803(千円)
- ・平成30年:2,300(千円)
- ・平成31年:3,000(千円)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・医師会及び該当医師への連携！主旨説明と事前調整

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和:特になし
- 財政支援:多量服薬・重複投与目的の訪問相談に対する調剤報酬の制度化

取組の背景

市町村では、宮崎県国保連合会が提供している重複多受診・重複服薬情報の抽出機能を利用して、重複服薬指導対象者の抽出を行い、指導を行っているが、薬の適正使用については、保健師では専門知識が不十分であることから、薬剤師と連携したいという市町村からの要望がある。

事業の成果等

県が県薬剤師会と連携し、全市町村で重複服薬者の指導に薬剤師から専門的な助言指導が受けられることにより、保健指導の強化が図られ、重複服薬の状況が改善される。

・訪問指導予定 200件

事業概要(取組の特長)

- 1 市町村は、宮崎県国保連合会から提供を受ける重複服薬者のリスト等から、県薬剤師会による薬学的助言を受けて、訪問指導の対象者を選定する。
- 2 市町村が行う被保険者の訪問指導に、県薬剤師会から薬剤師の派遣を行い、市町村職員と共同して服薬管理指導を行う。
- 3 必要に応じて、市町村を通して、訪問指導結果報告書をかかりつけ医や調剤薬剤師に送付する。

予算推移

予算の推移

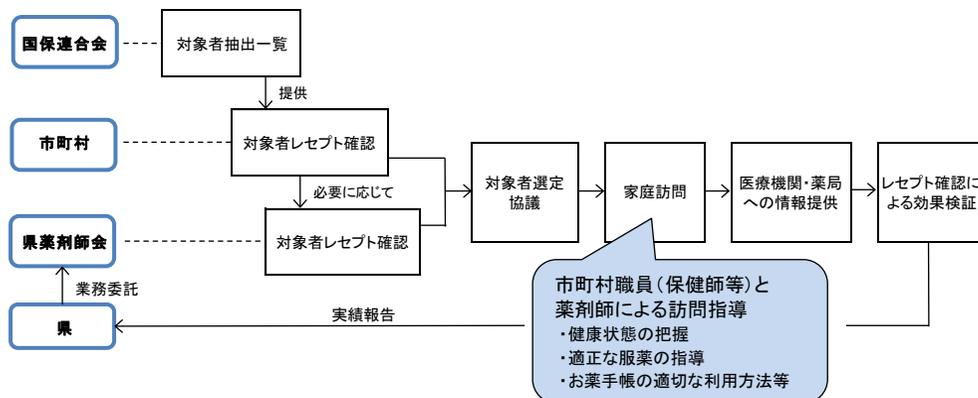
- ・平成28年：—
- ・平成29年：—
- ・平成30年：2,700千円(6月補正、国補)
- ・平成31年：2,750千円(国補)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

重複投与の状況を改善するためには、かかりつけ医や調剤薬局の協力が不可欠であるため、県医師会等へ協力依頼を行った。

重複投与の防止のためには、お薬手帳による情報共有が有効であり、お薬手帳の普及及び適切な利用についての啓発を推進する必要がある。



医薬品の適正使用の推進 「適正受診・適正服薬に関する事業【鹿児島県】」

取組の背景

- ・重複服薬者等への支援に従事する市町村担当者等の薬剤や適正指導に関する知識や技術の習得が不十分である。
- ・市町村が効果的・効率的な事業を実施できるよう、薬剤師会等との連携体制の構築・整備を行う必要がある。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

国保被保険者の適正な受診や服薬を促進するため、重複・頻回受診者、重複服薬者への効果的・効果的な支援を行う人材を育成するとともに、関係機関・団体との連携を図ることにより、充実した支援体制を構築する。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

(1)「適正受診・適正服薬に関する研修会(人材育成)」の実施

(※ 県国民健康保険団体連合会、後期高齢者医療広域連合と共催)

【対象】市町村・保健所担当職員

【内容】適正受診・適正服薬支援に関する取組紹介、講話、事例検討等

(2) 適正服薬支援事業 《鹿児島県薬剤師会へ委託》

① モデル地区における取組(※ 令和元年度は、モデル地区を拡充)

- ・対象者の抽出と優先順位付け
- ・重複服薬者等への支援に係る薬剤師からの助言
- ・地域別の連携体制の構築(関係者検討会の開催等) 等

② 地域薬剤師会等への周知に関する取組

- ・地域薬剤師会を対象とした講習会等を開催し、モデル地区における取組等について紹介し、薬剤師への周知を図る
- ・健康情報拠点としての活動や重複服薬者等への訪問指導、講話・相談会への講師協力等を担う「地域の協力薬剤師名簿一覧」を更新し、市町村等へ周知を図る

事業の成果等

- ・適正受診・適正服薬に関する研修会の開催:3地区
(3年計画で県内全域で開催し、従事者のスキルアップを図る。)
- ・地域の協力薬剤師数の拡充(48名→406名へ増)
(名簿一覧を作成し、市町村等へ配布。)
- ・モデル地区(2地区)における症例検討会や多職種連携協議会の開催:各2回
(3年計画でモデル地区を拡充し、支援体制の構築を図る。)
- ・地域薬剤師会等を対象とした講習会等の開催:15回
(内訳)地域薬剤師会:13回(各1回/13力所)、全体会:1回、
病薬との薬薬連携合同研修会:1回

予算推移

予算の推移

平成30年度:3,500千円(国補)

平成31年度:3,500千円(国補)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・地域の薬剤師を活用した取組事例(成功事例)が少ない。
- ・他保険者や介護部門等との連携については、今後の課題である。

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援 恒久的な補助制度を創設して、後押しすることを要請したい。